再審査請求人　北海道天塩郡遠別町北浜171番地
北田　廣明

上記の者に送達すべき平成20年12月30日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成20年12月30日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　東京都江東区南砂４―18―10―305
野川美智枝

上記の者に送達すべき平成21年５月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成21年５月６日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成22年６月４日

再審査請求人　栃木県大田原市寒井1466―２　黒羽刑務所
酒井　久嗣

上記の者に送達すべき平成21年５月７日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成21年５月７日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、平成21年３月５日付けで横浜市鶴見福祉保健センター長が行った処分の取消しを求める部分については、これを棄却とし、「みなし棄却」裁決の取消しを求める部分については、これを却下とする。
裁決年月日　平成22年６月18日

再審査請求人　東京都練馬区田柄１―29―20滝本荘201
安東　英次

上記の者に送達すべき平成18年８月16日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）裁決の主文及び年月日
平成18年８月16日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成22年３月31日

再審査請求人　大阪府堺市堺区南瓦町２―60大阪刑務所堺拘置支所内
長濱　周平

上記の者に送達すべき平成22年３月９日付け再審査請求に関する補正命令書は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）補正命令書の内容及び年月日
平成22年３月９日付け再審査請求
１　再審査請求人代理人資格証明書（委任状）の提出
補正命令年月日　平成22年３月29日

再審査請求人　愛知県名古屋市南区曽池町４丁目36番地の３プレスイン西笠寺１Ａ
田中　量彦

上記の者に送達すべき平成22年４月８日付け再審査請求に関する補正命令書は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日
厚生労働大臣　細川　律夫

（備考）補正命令書の内容及び年月日
平成22年４月８日付け再審査請求
１　再審査請求人の年齢
２　再審査請求に係る裁決があったことを知った年月日
３　再審査請求の趣旨及び理由
４　審査庁の教示の有無及びその内容
補正命令年月日　平成22年４月21日

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２７１４号
福岡市中央区渡辺通５丁目23番２号606号
債務者　合同会社ｃｏｔｔｏｎ　ｉｎｃ．
代表者清算人　高田　麻心
１　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊谷　雅弘
４　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２３号
栃木県大田原市前田15番地
債務者　有限会社水楢瓦店
代表者代表取締役　水楢　一雄
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　克行
４　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２９号
栃木県鹿沼市見野1179番地
債務者　株式会社広友
代表者代表取締役　廣田　泰介
１　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島二三夫
４　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４９５号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原11番地２
債務者　有限会社アルテックス
代表者代表取締役　内山　義昭
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
４　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４９６号
東京都あきる野市原小宮341番地12
債務者　翠星運輸有限会社
代表者代表取締役　内山　義昭
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
４　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部